

議第 112 号

下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることから、職員の再任用をする必要がなくなるため、当該条例を廃止するもの。

下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例

下呂市職員の再任用に関する条例（平成27年下呂市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の再任用に関する条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることから、職員の再任用をする必要がなくなるため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の再任用に関する条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

